

# 五木村農業委員会委員募集要領

五木村では、令和8年7月20日より新たな農業委員会体制となるため、下記のとおり農業委員を募集します。

農業に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化等の職務を適切に行うことができる方の推薦、又は応募をお待ちしております。

## 1. 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで

※午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）

### ①定 数

6人

※法令により次の事項が規定されています。

- 農業委員会の所掌に関し利害関係を有しない者（農業に従事していない等）が含まれるようにしなければならない。
- 年齢、性別等に著しい偏りが生じない（女性や青年の積極的な登用）よう配慮しなければならない。

### ②推薦・応募の資格

- 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

〔※応募できない者〕

- 農業委員と兼職を禁止されている職にある者
- 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### ③任 期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで【3ヶ年】

#### ④職 務

農地法等によりその権限に属する事項についての審議、現地確認等の他、農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化に関する取組が主な職務となります。

また、会議（総会等）は毎月1回（原則10日）の開催と、必要に応じ県・郡主催の研修会等にも出席いただきます。

#### 2. 推薦・応募方法

申込書に所要事項を記入し、期間中に持参又は郵送により農業委員会事務局（五木村役場産業振興課内）へご提出下さい。なお、郵送による提出は、募集期限までに農業委員会事務局に必着するように送付して下さい。

推薦・募集に係る書類等につきましては、五木村ホームページからダウンロードいただくか、農業委員会事務局で直接入手して下さい。

また、提出された推薦申込書及び応募申込書は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 令和8年4月30日（木）17時必着

※ 個人による推薦には、農業者等3名以上の推薦者が必要です。

※ FAX及びメールによる提出は受け付けません。

※ 推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等は公表となりますのでご承知下さい。（中間報告、最終報告の2回）

#### 3. 候補者の選定

推薦もしくは応募による候補者の総数が、定数を超えた場合等は、農業委員評価委員会で評価のうえ、村長が選定します。

#### 4. 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

#### 5. 身分及び報酬

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員で、「五木村報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき、報酬を支払います。

お問合せ先

五木村農業委員会事務局

TEL 37-2247